

◎ 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（電磁的記録による公文書等の管理）</p> <p>第二条の二 公文書等の管理は、原則として、電子計算機を用いて電磁的記録により行うものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、電磁的記録の改変等が行われていないかどうかを確認することができる高度な情報処理技術の適切な活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 行政機関の職員は、当該行政機関における意思決定（前項第一号から第三号までに掲げる事項に係るものを除く。）又は当該行政機関の事務若しくは事業の実施に関し、次の各号に掲げる者から、個別又は具体的な要求（照会を含む。以下この項において同じ。）（その職務として行う要求であって政令で定めるものを除く。）がされたときは、当該要求の内容及び当該要求への対応等の経過の詳細を記載した文書を、その適正性の確保のための政令で定める手続（その者に対して記載内容の確認のための署名を求める手続を含む。）に従い、作成しなければならない。</p> <p>一 衆議院議員又は参議院議員</p> | <p>〔新設〕</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> |

二 国務大臣、副大臣若しくは大臣政務官又はこれらに準ずる者として政令で定める者

三 衆議院議員若しくは参議院議員の秘書(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するものをいう。)又はこれらに準ずる者として政令で定める者

四 前号に掲げる者のほか、第一号若しくは第二号に掲げる者の活動を補佐し、又はこれらの者と一体的に活動する者とみなされる者として政令で定める者

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付さなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付さなければならない。

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付すとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付すとともに、

らない。

4| 行政機関の長は、歴史公文書等に該当する行政文書ファイル等（行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書をいう。以下同じ。）について、政令で定めるところにより、できる限り早い時期に、国立公文書館等に移管する日を設定しなければならない。

5| 行政機関の長は、行政文書ファイル等に機密に関する事項が含まれていることその他の事由により当該行政文書ファイル等を当該行政機関において引き続き保存することが必要やむを得ない場合として政令で定める場合に限り、前項の規定により設定した国立公文書館等に移管する日（以下この章において「移管日」という。）を、政令で定めるところにより、当該移管日後の日に変更することができる。これを当該日後の日に変更しようとするときも、同様とする。

（保存）

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に（歴史公文書等に該当するものにあつては、移管日（当該移管日後の日に変更された場合にあつては、当該日。次条第一項及び第八条第一項において同じ。）までの間）保存しなければならない。

2
〔略〕

保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4| 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5| 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2
〔略〕

(行政文書ファイル管理簿)

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称及び保存場所(歴史公文書等に該当する行政文書ファイル等)については、分類、名称、移管日及び保存場所)その他の必要な事項(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。

2 [略]

(移管等)

第八条 行政機関の長は、歴史公文書等に該当する行政文書ファイル等で移管日が到来したものについて、政令で定めるところにより、国立公文書館等に移管しなければならない。

[削る]

(行政文書ファイル管理簿)

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 [略]

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2| 行政機関(会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、

第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。)の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル

2| 行政機関の長は、前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

3| 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管した行政文書ファイル等の写し(電磁的記録である行政文書ファイル等にあつては、これと同一の内容の電磁的記録)であつて、当該移管の際当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものがあるときは、前三条(第五条第四項及び第五項を除く。)に定めるところに準じて政令で定めるところにより、これを管理しなければならない。

〔削る〕

(管理状況の報告等)

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な

等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3| 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

〔新設〕

4| 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

(管理状況の報告等)

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な

管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関（会計検査院を除く。次条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 [略]

（行政文書管理規則）

第十条 [略]

2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 [略]

五 移管に関する事項

六・七 [略]

3・4 [略]

（法人文書の管理に関する原則）

第十一条 [略]

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称及び

管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 [略]

（行政文書管理規則）

第十条 [略]

2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 [略]

五 移管又は廃棄に関する事項

六・七 [略]

3・4 [略]

（法人文書の管理に関する原則）

第十一条 [略]

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保

保存場所（歴史公文書等に該当する法人文書ファイル等）にあっては、分類、名称、国立公文書館等に移管する日（当該移管する日後の日に変更された場合にあっては、当該日。第四項において同じ。）及び保存場所）その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。

3
〔略〕

4 独立行政法人等は、歴史公文書等に該当する法人文書ファイル等であつて、第二項の規定により記載された国立公文書館等に移管する日が到来したものについて、政令で定めるところにより、国立公文書館等に移管しなければならない。

5
〔略〕

6 独立行政法人等は、第四項の規定により国立公文書館等に移管した法人文書ファイル等の写し（電磁的記録である法人文書ファイル等）にあっては、これと同一の内容の電磁的記録）であつて、当該移管の際当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして当該独立行政法人等が保有しているものがあるときは、第一項から第三項までに定めるところに準じて政令で定めるところにより、これを管理しなければならない。

（特定歴史公文書等の保存等）

保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3
〔略〕

4 独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

5
〔略〕

〔新設〕

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条 国立公文書館等の長(国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。)は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄等の措置がとられるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 3 4 [略]

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 [略]

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 [略]

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 [略]

2 [略]

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であつて第十六条第一

第十五条 国立公文書館等の長(国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。)は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 3 4 [略]

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 [略]

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第三項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 [略]

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 [略]

2 [略]

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であつて第十六条第一

項第一号ハ又はニに該当するものとして第八條第二項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

4 〔略〕

(特定歴史公文書等の廃棄等)

第二十五条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認められる場合として政令で定める場合に該当するときに限り、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書の廃棄等の措置をとることができる。

(利用等規則)

第二十七条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄等が第十五条から第二十条まで及び第二十三条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄等に関する定め(以下「利用等規則」という。)を設けなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

項第一号ハ又はニに該当するものとして第八條第三項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

4 〔略〕

(特定歴史公文書等の廃棄)

第二十五条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認められる場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

(利用等規則)

第二十七条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十五条から第二十条まで及び第二十三条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄等に関する定め(以下「利用等規則」という。)を設けなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇三 〔略〕

四 廃棄等に関する事項

五 〔略〕

3・4 〔略〕

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第四条第二項、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第八条第一項若しくは第三項、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十条第一項又は第二十五条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二・三 〔略〕

一〇三 〔略〕

四 廃棄に関する事項

五 〔略〕

3・4 〔略〕

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二・三 〔略〕